

東京都暴力団排除条例

2011年11月2日

弁護士 蜂須優二

◇東京都暴力団排除条例の概要

(平成23年3月11日制定、平成23年10月1日施行)

第1 制定までの経緯

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法） (平成3年5月15日制定)

指定暴力団員の暴力的要求行為を規制

平成20年改正で、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、損害賠償請求等の妨害行為の禁止等重要事項の改正がなされたが、暴力団に対する利益供与の禁止は規定されなかった。

2 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ（平成19年6月19日）（政府指針）

「反社会的勢力による不当要求を拒絶し、会社の資産流出を防ぎ、会社を守る」という従来の対応に加え、「反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に資金や便益を提供せず、社会を守る」という対応を求めた。

これは、反社会的勢力との取引から獲得される収益よりも、反社会的勢力の排除という公益を優先させるという企業の社会的責任（CSR）に根ざした対応である。

3 暴力団排除条例の制定

暴力団が一般市民の生活や事業者の社会経済活動に多大な脅威を与えていることを踏まえ、福岡県において、暴力団排除のための総合的な条例として全国で初めて、「福岡県暴力団排除条例」が平成22年4月1日に施行された。

その後、暴力団排除条例制定の動きが全国的に広がり、暴力団の勢力拡大が著しい東京都においても、「東京都暴力団排除条例」が制定されることとなった。

第2 都条例のポイント

1 第18条（契約時の事前確認、契約内容）

1) 1項（助長取引を行う疑いがある取引）

属性確認（相手方、代理又は媒介をする者、その他の関係者）

取引先が暴力団関係者でないことを事前に確認することを努力義務として課したもの

(1) 確認方法

① 相手方から a 誓約書・差入書 b 契約書の表明確約条項

② 会社側のチェック 体制の構築

(2) 助長取引

事業者が暴力団の活動を助長しまたは暴力団の運営に資することとなる取引

2) 2項（助長取引を行う疑いがない取引）

(1) 契約書面を締結する場合

即時解除条項の特約を定めておくことを努力義務として課したもの

(2) 実務対応

① 表明確約条項（暴力団関係者でないことの表明）

② 即時解除条項（取引先が暴力団関係者と判明した場合等に即時解除できる旨の規定を盛り込む）

③ 違約罰、損害賠償の予定条項

cf. 全国銀行協会（平成23年6月2日）

「銀行取引約定書および当座勘定規定に盛り込む暴排条項参考例」

(3) 18条2項2号「関連契約」

契約の相手方（ex. 取引先の下請）に対して、関連契約の解除等の措置を求めることができるとする条項

2 19条、20条（不動産の譲渡・賃貸）（努力義務）

1) 19条

暴力団事務所使用目的のみ 暴力団事務所以外に利用される場合は18条を適用

1項 不動産が暴力団事務所に使用されないことの事前確認

2項 暴力団事務所に使用された場合の即時解除条項、買戻し条項を定める

2) 20条

- 1項 暴力団事務所として使用される場合、不動産譲渡等の代理・媒介をしない
- 2項 不動産仲介業者による譲渡者等への助言等

cf. 国土交通省（平成23年6月9日）

「不動産流通四団体による、不動産取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組について（暴力団等反社会的勢力の排除のためのモデル条項の導入）」

契約書モデル（①売買 ②媒介 ③賃貸借）

3 24条

1) 24条1項（利益供与）2項

事業者が対価を支払って暴力団の威力を積極的に利用するような悪質性の高い行為

→ 勧告（27条）、公表（29条）、命令（30条5項）、罰則（33条1項2号）

2) 24条3項（助長取引の禁止）

暴力団の運営を助長しまたは運営に資することとなる利益供与の禁止

例）みかじめ料を渡す、事務所を提供する、暴力団の行事のための場所提供、暴力団名が記載された商品製作の受注等

共生者とまではいえないが、関係遮断していない者が対象となる
有利な取り扱いはもちろん、相当な対価の支払も禁止

→ 勧告（27条）、公表（29条）

(1) 除外事由

- ・法令上の義務
- ・情を知らないで（助長取引にあたりと知らずに）した契約に係る債務の履行としてする場合
- ・その他正当な理由がある場合

(2) 勧告の適用除外（28条）

⋮

（以下、省略）

第3 実務対応策について

（略）

以上